

## 伊賀市火災予防条例の一部改正に伴う、新設の林野火災注意報、林野火災警報の発令基準等について

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を機に、総務省消防庁から、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」が創設され、火災が発生しやすい気象状況になった場合は指定された区域に注意の呼び掛け、さらに火災予防上危険な気象状況になった場合は指定された区域に火の使用制限をかけることとなりました。

このことについて、林野火災注意報及び林野火災警報の発令条件、指定区域について、伊賀市の火災発生状況を踏まえて以下のようにしたいと考えておりますので市民の皆さんからのご意見を募集します。

### ◆指定する区域

森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づく市町村長による火入れの許可制度に従い、森林の周囲1km範囲内とします。

### ◆林野火災注意報発令基準

気象庁データから、3日前からの降水量が1ミリ以下、かつ30日間の降水量が30ミリ以下を条件とします。

この注意報の発令期間中は、たき火、野焼き、喫煙など屋外での火の使用制限に努めるようお願いします。

### ◆林野火災警報発令基準

林野火災注意報が発令されている中で、火災予防上危険であると消防長が認めたときには、指定する区域に「林野火災警報」を発令します。

この警報の発令期間中は、火の使用の制限がかかります。

※火災予防上危険であるとは、乾燥注意報や強風注意報が出た場合をいいます。

#### 1 意見募集の期間

令和8年1月5日（月）～2月5日（木）午後4時30分必着

#### 2 閲覧資料

発令条件と該当日

### 3 資料の閲覧場所

- ・伊賀市ホームページ  
URL : <https://www.city.iga.lg.jp/0000013588.html>
- ・本庁舎 1F ロビー
- ・伊賀市消防本部 1F (伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地)
- ・各支所
- ・各地区市民センター



### 4 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に通勤し、又は通学する人
- ・市内に事業所を有し事業活動を行う人又は法人その他の団体
- ・本市に対して納税義務を有する人又は法人
- ・パブリックコメント制度の対象となる政策等の策定について、利害関係を有する人又は法人その他の団体

### 5 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ・ウェブフォームによる提出

以下のリンク又は右の2次元コードからご意見を入力してください。

URL: <https://logoform.jp/form/KPw2/1294673>



- ・ご意見記入用紙による提出

ウェブホーム

別紙「ご意見記入用紙」にご記入いただき、消防本部予防課までご提出ください。Eメールでの送付又は郵送、ファックスでも受け付けています。ご持参いただく場合は、消防本部予防課、各支所の窓口のいずれかへご提出ください。

#### 【留意事項】

お寄せいただいたご意見に対し、個別の回答は行いません。

送料等の提出にかかる費用は提出者の負担となります。

電話や来庁による口頭でのご意見は受付しません。

いただいたご意見は返却いたしません。

## 6 結果の公表

お寄せいただいたご意見については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、内容とそれに対する消防本部の考え方と対応について取りまとめを行い、後日市ホームページで公表します。

氏名、住所、電話番号等の個人情報は公表しません。

## 7 提出先

伊賀市消防本部予防課

郵便番号：518-0833

住 所：伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

電 話：0595-24-9118

F A X：0595-24-9111

E-mail：yobou@city.iga.lg.jp